

大阪府監査委員告示第19号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月30日

大阪府監査委員	品川	公男
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造

(通知文)

環農第1323号
平成21年5月22日

大阪府監査委員	梅本	憲史	様
同	谷口	昌隆	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<農地保有合理化事業について>

1 監査対象機関

財団法人大阪府みどり公社

2 委員意見

農地保有合理化事業は、農地の集積により安定的な農業経営体の育成等を図るため積極的に実施されてきたが、保有農地の売渡しが進まず、売却損や含み損が発生している。今後は、損失を拡大させないように、購入者の募集方法に検討を加えるなど、早期処分に努められたい。（平成15年度）

3 措置の状況

(長期保有農地の早期処分について)

公社の長期保有農地については、平成 20 年度に残る 1 区画を売渡しました。

また、平成 16 年度に延納特約付きで契約した 1 区画が平成 19 年度に契約解除となったため、新たな買受先と交渉を進めてきましたが、平成 20 年度内の契約に至らず、平成 21 年度早期に成約できるよう取り組んでいます。